

ご協力ありがとうございます。

災害時協力井戸 の手引き

- ① 災害時協力井戸とは？
- ② 普段から気を付けて
いただきたいこと。
- ③ いざ、災害が起きたら！
- ④ 利用される、みなさまへ！



1 災害時協力井戸とは？

守口市では、大規模な災害が発生し、水道の給水が停止したとき、近隣被災者の方々に、トイレや洗濯に使う生活用水として、井戸水を提供していただける井戸を『災害時協力井戸』として登録しています。

登録井戸には、このプレートを掲示いただいています。



登録標識（プレート）

- 大阪府ホームページに登録井戸の地図情報が掲載されています。
- 災害発生時には、守口市役所窓口等でも登録名簿の閲覧や地図情報の掲示により、井戸情報の提供が行われます。

2

普段から気を付けていただきたいこと。

- ◎ 井戸とその周辺は整理し、清潔に保ちましょう。
- ◎ 井戸蓋の破損や揚水ポンプの故障等がないか、定期的に点検しましょう。
- ◎ 長い間、使っていない井戸では、井戸水が濁ることがあります。日頃から、散水などに井戸水を使うよう心がけましょう。



お願い

登録内容に変更が生じましたら、お手数ですが、守口市危機管理室まで連絡をお願いします。

例えば

- ・転居、売買等のため、登録を解除したい。
- ・工事のため井戸を埋めてしまった。
- ・井戸水が揚がらなくなり、枯れてしまった。等

3

いざ、災害が起きたら！

- ◎ まずは、ご自身やご家族の安全確保をしてください。
- ◎ 井戸の状況や周囲の安全（隣接する建築物や塀等の構造物の倒壊等）を確認し、協力できる範囲内で、自主的に井戸水を近隣被災者の方々に提供してください。
- ◎ 井戸水を提供していただく場合、特定の利用者に偏ることなく、公平に井戸水の提供をお願いいたします。
- ◎ 井戸水を提供していただく場合、（念のため）飲料用として提供しているものでない旨をお伝えください。

※ 地震等により、水質が変動している可能性があります。
井戸水は、トイレや洗濯用水としてご提供ください。
- ◎ 地震等により、井戸等が被害を受け、井戸水の提供が困難な場合は、提供できないことを掲示し、可能であれば守口市危機管理室まで、その旨を連絡してください。

4 利用される、みなさまへ!

井戸水の提供は、井戸設置者の善意により行われています。提供について、絶対的な義務を負うものではありません。井戸水の提供を受ける場合は、井戸設置者（提供者）の指示に従ってください。

井戸水の提供を受ける場合、以下の事項について御了承願います。

① 井戸水の提供は、震災等大規模災害の発生時のみです。

水道工事等による一時的な断水時等は利用できません。

② 状況により、井戸水を提供できない場合があります。

災害により、井戸が壊れた場合や停電によりポンプが使用できない場合等、井戸設置者（提供者）が井戸水の給水を制限又は中止する場合があります。

③ 井戸水は飲み水としての提供ではありません。

飲料用ではなく、トイレや洗濯用水等、生活用水として利用してください。

④ 特定の利用者に多量に提供することはできません。

⑤ 井戸水を運ぶ容器は、利用者でご用意ください。

持ち運びも、原則、利用者の方が行ってください。

⑥ 井戸設置者（提供者）の責任の免除

井戸水の提供を受けた結果、井戸設置者（提供者）の故意でなく、利用者の身体及びその所有する物品に被害が生じた場合は、提供者にその責を問うことはできません。

大阪府では、平成 17 年度から災害時協力井戸の登録制度を開始し、たくさんの方々のご協力により、今では府内で多くの井戸が登録されています。

引き続き、みなさまのご協力を、よろしくお願ひいたします。

守口市危機管理室 令和8年1月発行

〒570-8666 守口市京阪本通 2-5-5 TEL 06-6992-1497

ホームページアドレス <https://www.city.moriguchi.osaka.jp/index.html>